

鳥取県私立高等学校教育振興補助金算出基準

1 用語の定義

- (1) この基準において、生徒単価とは、一般事業における生徒1人当たりの補助単価をいい、学校単価とは、一般事業における私立高等学校1校当たりの補助単価をいう。
- (2) この基準において、前年度一般事業補助額とは、前年度における教育振興補助金交付決定額のうち一般事業補助額をいう。
- (3) この基準において、補助金額の調整に使用する情報公開度推進点数とは、別表1に掲げる各評価項目ごとに評価した配点を各評価項目ごとの情報公開方法により別表2の配分率を乗じた得た点数の総計をいう。

2 鳥取県私立高等学校教育振興補助金の額

鳥取県私立高等学校教育振興補助金の額は、次に定める一般事業補助額とその他事業補助額の合計額とする。

(1) 一般事業補助額

アにより算出した額とする。（アにより算出した額が、当該学校の前年度の一般事業補助額0.95を乗じた額より低い場合は、前年度の一般事業補助額に0.95を乗じた額とする。）

但し、完成年度（初めて卒業生が出る年度。以下、同じ。）に至っていない高等学校については、イによる額とし、初めて完成年度に至った高等学校については、アによる額とする。

ア 基準額の算出

次に定める生徒単価に当該年度の5月1日現在の生徒数（全学年・全学科の収容定員の合計の110%を超過した生徒数は除く。）を乗じた額と学校単価の合計額とする。

なお、この基準における大規模校・中規模校・小規模校とはそれぞれ、当該年度の5月1日現在の生徒数が600人以上の学校、生徒数360人以上600人未満の学校、生徒数360人未満の学校をいう。

区 分			大 規 模 校	中 規 模 校	小 規 模 校
生徒 単 価	全 日 制	普 通 学 科	3 6 9 千円	3 9 2 千円	4 2 0 千円
		家庭学科・商業学科	4 2 4 千円	4 4 7 千円	4 7 5 千円
		商業学科（情報）	4 8 8 千円	5 1 1 千円	5 3 9 千円
		看 護 学 科	5 8 0 千円	6 0 3 千円	6 3 1 千円
	広域以外の通信制		1 0 5 千円		
学 校 単 価			3 7， 2 5 3 千円	3 2， 6 7 8 千円	2 9， 7 3 7 千円

イ 完成年度に至っていない高等学校の取扱い

別途通知する額若しくは、当該年度対象経費決算額の1/2のいずれか低い額

(2) その他事業補助額

次の各区分に係る配分方法により算出した額の合計額とする。

区 分	配 分 方 法
舎監配置助成事業	補助対象経費の2分の1の額。
経営改善支援事業	補助対象経費の3分の1の額。
土曜日授業実施校への助成事業	補助対象経費の2分の1の額。
アクティブラーニング推進事業	補助対象経費の4分の3の額。※ 国の補助金を活用する際は、補助対象経費の4分の1の額。
身近な地域で学ぶ実践教育支援事業	補助対象経費の2分の1の額。
授業目的公衆送信補償金への助成事業	補助対象経費の3分の2の額。

3 補助金の額の調整

- (1) 学校法人又はその設置する高等学校が次のいずれかに該当すると認められるときは、当該高等学校の一般補助額の2割を上限に、その状況に応じ相当の減額をするものとする。
- ア 法令の規定、それに基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反したとき。
 - イ 借入金の償還が適正に行われていないこと等により、財政状況が健全でないと認められるとき。
 - ウ 学校内でのいじめ・体罰等問題又は生徒・保護者からの苦情等に対して、改善に向けての適切な対応が行われないとき。
 - エ その他教育条件又は管理運営が適正を欠くと認められるとき。
 - オ 別表1に定める項目及び基準を満たしていないとき、次により算出された額を当該高等学校の一般事業補助額から減ずるものとする。

当該高等学校の一般事業補助額×0.1×(100-当該高等学校の情報公開度推進点)／100

- (2) (1)に定めるもののほか、学校法人又はその設置する高等学校における経営管理状況、財政状況、事務処理状況等を総合的に勘案し、必要があると認められるときは、当該学校法人又はその設置する高等学校について、所要の調整をするものとする。

別表1

項 目			配 点 基 準	公 期 開 限	配 点
A 教育 内 容	学校概要	①建学の精神、教育目標、教育方針	当該年度における「建学の精神」、「教育目標」、「教育方針」について、生徒・保護者等が理解できる内容で記載されていること	8月1日	5
		②学科・コースの概要	当該年度における「学校・コースの概要」について、生徒・保護者等が理解できる内容で記載されていること	8月1日	5
		③学校組織	当該年度における「学校組織」（校務分掌組織、教職員構成、担当教員名）が記載されていること	8月1日	5
		④特色ある教育の取組事例	「特色ある教育の取組事例」について、生徒・保護者等が理解できる内容で記載されていること	8月1日	5
	教育課程	①教育課程表	当該年度における「教育課程表」が記載されていること	8月1日	5
		②シラバス	当該年度における「シラバス」について、履修形態、科目の目標、学習内容の概要、評価の観点（評価の方法）、学習方法、教科書・教材、授業形態、年間授業計画が記載されていること	8月1日	5
		③教務規定	当該年度における「教務規定」（単位認定要件、学年修了要件、卒業要件）が記載されていること	8月1日	5
		④使用教科書一覧表	当該年度における「使用教科書一覧表」が記載されていること	8月1日	5
	生徒受入	①募集方法	翌年度における「募集方法」について、生徒・保護者等が理解できる内容で記載されていること	11月15日	5
		②生徒数、学科別卒業者数、進路実績	当該年度における「生徒数」（学科別、学年別）及び前年度末における「学科別卒業者数」並びに「進路実績」についてが記載されていること （進路実績については、学校基本調査の区分によるものとし、複数年度の進路実績を記載される場合は、年度別に記載されていること）	8月1日	5
	その他	①部活動の概要	当該年度における「部活動の概要」について、生徒・保護者等が理解できる内容で記載されていること	8月1日	5

		②奨学金制度	当該年度における「奨学金制度」について、生徒・保護者等が理解できる内容で記載されていること（奨学規定、授業料減免規定等が掲載されていること）	8月1日	5
B 経営 内容	財務諸表 関係	①資金収支計算書、事業活動収支計算書、人件費支出内訳表、活動区分資金収支計算書、貸借対照表、予算書、財産目録	前年度における「資金収支計算書」、「事業活動収支計算書」、「人件費支出内訳表」、「活動区分資金収支計算書」、「貸借対照表」、「財産目録」及び当該年度における「予算書」が記載されていること	8月1日	5
		②役員名簿	当該年度における、理事、監事を掲載していること（評議員についても掲載していることが望ましい）	8月1日	5
	運営体制	③役員に対する報酬等の支給の基準	役員に対し報酬を支給する際の報酬の基準を定め、掲載していること（職員報酬は含まない）	8月1日	5
		④寄附行為	認可を受けた寄附行為を掲載すること	8月1日	5
	監査関係	①監査報告書・意見書	前年度決算（事業）における監査報告書、監事による監査意見が記載されていること	8月1日	5
		②財務指標による説明資料	前年度決算に係る財務指標（各種財務比率）が記載されていること	8月1日	3
	補足説明 資料	③中長期の収支計算・財務状況による説明資料	過去5年間以上の資金収支推移、事業活動収支推移、貸借対照表推移に係る資料が記載されていること	8月1日	3
		④生徒数等の推移による説明資料	過去5年間以上の生徒数の推移及び定員充足率に係る資料が記載されていること	8月1日	3
		⑤グラフ等を利用した説明	前年度決算に係る財務構成図（帰属収入構成図、事業活動支出構成図、貸借対照表構成図）及び過去5年間以上の推移グラフ（学生数、定員充足率）などグラフを利用した説明資料が記載されていること	8月1日	3
C 情報 公開	積極的な情報公開の推進		情報公開の取組状況（情報公開規定、問い合わせ先、公開内容）を広く周知していること	8月1日	3

別表 2

ホームページへの掲載	情報公開推進状況配点×1. 0
公開用印刷物の希望者への積極的配布	情報公開推進状況配点×0. 8

附 則

- この算出基準は、平成12年6月8日から施行し、平成12年度分の補助金から適用する。
- この算出基準の施行後3年を経過したときは、この算出基準の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しをするものとする。

附 則

この算出基準は、平成13年3月1日から施行し、平成12年度分の補助金から適用する。

附 則

この算出基準は、平成13年9月21日から施行し、平成13年度分の補助金から適用する。

附 則

この算出基準は、平成14年8月2日から施行し、平成14年度分の補助金から適用する。

附 則

この算出基準は、平成16年6月14日から施行する。

附 則
この算出基準は、平成１７年１月２５日から施行する。

附 則
この算出基準は、平成１７年４月１３日から施行し、平成１７年度分の補助金から適用する。

附 則
この算出基準は、平成１７年５月２４日から施行し、平成１７年度分の補助金から適用する。

附 則
この算出基準は、平成１８年６月１３日から施行し、平成１８年度分の補助金から適用する。

附 則
(施行期日)
この算出基準は、平成１９年５月２２日から施行し、平成１９年度分の補助金から適用する。

(経過措置)
この算出基準の施行の際、既に交付の決定があった補助金は、この算出基準に基づいて交付決定された補助金とみなす。

附 則
(施行期日)
この算出基準は、平成２０年５月２９日から施行し、平成２０年度分の補助金から適用する。

(経過措置)
この算出基準の施行の際、既に交付の決定があった補助金は、この算出基準に基づいて交付決定された補助金とみなす。

附 則
(施行期日)
この要綱は、平成２１年４月１日から施行し、平成２１年度分の補助金から適用する。

附 則
(施行期日)
この算出基準は、平成２１年１２月１７日から施行し、平成２１年度分の補助金から適用する。

(経過措置)
この算出基準の施行の際、既に交付の決定があった補助金は、この算出基準に基づいて交付決定された補助金とみなす。

附 則
(施行期日)
この算出基準は、平成２２年５月１７日から施行し、平成２２年度分の補助金から適用する。

附 則
(施行期日)
この算出基準は、平成２３年４月１日から施行し、平成２３年度分の補助金から適用する。

附 則
(施行期日)
この算出基準は、平成２５年４月１日から施行し、平成２５年度分の補助金から適用する。
(一般補助事業補助額)
この算出基準の２私立高等学校教育振興補助金の額（１）一般事業補助額前段の括弧内の規定は平成２５年度及び平成２６年度分の補助金のみ適用する。

附 則
(施行期日)
この算出基準は、平成２６年４月１日から施行し、平成２６年度分の補助金から適用する。

附 則
(施行期日)

この算出基準は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、平成 27 年度分の補助金から適用する。

附 則
(施行期日)

この算出基準は、平成 28 年 3 月 4 日から施行し、平成 27 年度分の補助金から適用する。

附 則
(施行期日)

この算出基準は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、平成 28 年度分の補助金から適用する。

(一般補助事業補助額)

この算出基準の 2 私立高等学校教育振興補助金の額 (1) 一般事業補助額前段の括弧内の規定は平成 28 年度及び平成 29 年度分の補助金のみ適用する。

附 則
(施行期日)

この算出基準は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、平成 29 年度分の補助金から適用する。

附 則
(施行期日)

この算出基準は、平成 30 年 4 月 2 日から施行し、平成 30 年度分の補助金から適用する。

附 則
(施行期日)

この算出基準は、平成 31 年 3 月 28 日から施行し、平成 31 年度の補助金から適用する。

(一般補助事業額)

この算出基準の 2 私立高等学校教育振興補助金の額 (1) 一般事業補助額前段の括弧内の規定は平成 31 年度及び平成 32 年度分の補助金のみ適用する。

附 則
(施行期日)

この算出基準は、令和 2 年 3 月 24 日から施行し、令和 2 年度の補助金から適用する。

附 則
(施行期日)

この算出基準は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
(施行期日)

この算出基準は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
(施行期日)

この算出基準は、令和 4 年 6 月 17 日から施行し、令和 4 年度分の補助金のみ適用する。

附 則
(施行期日)

この算出基準は、令和 5 年 4 月 1 日から施行し、令和 5 年度の補助金から適用する。

附 則
(施行期日)

この算出基準は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、令和 6 年度の補助金から適用する。